

次期都道府県社会的養育推進計画 の策定要領における論点整理等

次期都道府県社会的養育推進計画の 見直しの方向性について

次期都道府県社会的養育推進計画の見直しの方向性について

計画見直しの背景

現行計画における課題への対応

- 多くの項目について整備目標が不明確
- 評価指標の設定が不十分 等

社会的養育専門委員会報告書（令和4年2月） を踏まえた見直し

- 推進計画について、資源の計画的な整備方針のための計画とする。里親数、施設数に加え、児童家庭支援センター等の各種機関、権利擁護等の体制などについても整備計画の作成を行う。
- 適切な指標を設けて都道府県等に対して実態把握・分析を促していく。

改正児童福祉法（令和4年6月成立） の内容を反映

- 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化・事業の拡充
- 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上
- 社会的養育経験者等に対する自立支援の強化
- 児童の意見聴取等の仕組みの整備
- 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入 等

見直し

次期計画の見直し内容

各資源についての整備目標の設定

- 里親等委託率だけでなく、里親等数や施設数、児童家庭支援センターや里親支援機関、自立支援の役割を担う機関、権利擁護等の体制などについても整備目標を新たに設定

適切な評価指標の設定・ PDCAサイクルの効果的な運用等

- 適切な評価指標の設定
- PDCAサイクルの効果的な運用
- 計画記載事項の明確化

改正児童福祉法の内容を踏まえた見直し

- 改正児童福祉法の趣旨を踏まえ、
 - ・ 妊産婦等生活援助事業の整備
 - ・ 里親支援センターによる一貫した里親支援体制の構築
 - ・ 児童自立生活援助事業等の推進 等

次期都道府県社会的養育推進計画の 在り方について

次期都道府県社会的養育推進計画の在り方について

1. 計画期間

- 都道府県社会的養育推進計画については、令和11年度を終期とし、令和2～6年度、令和7～11年度ごとの各期に区分して策定することとしており、今期の期末を迎えるに当たり、**次期計画は令和7～11年度の5年を1期として策定することとする。**

2. 項目

- 現行の策定要領では計11項目であるところ、令和4年改正児童福祉法の内容等を踏まえた体系の見直しを行い、**次期策定要領においては、計13項目とする。**（P 6, 7）

3. 計画記載事項（必要的記載事項）

- 現行計画との継続性を踏まえつつ、適切にP D C Aサイクルを運用する観点から、各項目ごとに、「**現行計画の達成見込・要因分析等**」の記載を求める。
- 各都道府県等において、「整備・取組方針等」を検討するため、**計画記載事項**として、「**資源の必要量等**」、「**現在の整備・取組状況等**」、「**整備すべき見込量等**」の記載を求める。
- さらに、「整備すべき見込み量等」について、「**整備・取組方針等**」（指定するものについては定量的な整備目標も設定）として具体的に記載することを求める。

4. 評価のための指標

- 現行の策定要領においては、評価のための指標は例示にとどまることから、次期計画の取組の進捗状況を測る指標として、各項目ごとに統一的な「**評価のための指標**」を設定する。
- 各都道府県等において、**当該指標により取組の進捗状況について把握**することを求める。
- そのほか、独自の取組等を行っている場合には、任意で**独自の「評価のための指標」**を設定することも可能とする。

5. 調査研究を踏まえた対応

- 「**資源の必要量等の見込**」を算出するために参考となる**指標や留意すべき事項等**について、今年度、調査研究を実施しており、これらは、各都道府県等が次期計画を策定する上で必要であるため、**策定要領発出後**、できるだけ早い時期に**技術的助言のための通知を発出**予定。

次期都道府県社会的養育推進計画の在り方について

(参考) 次期計画策定要領の項目

大 項 目	中 小 項 目 等
1. 今回の計画策定の位置付け	児童福祉法の改正経緯、令和4年改正児童福祉法の趣旨、計画の見直しの必要性、策定要領の提示理由 等
2. 基本的考え方	令和4年改正児童福祉法を踏まえた主要項目に係る取組推進上の留意点 等
3. 都道府県推進計画の記載事項	下記4.項目ごとの策定要領の(1)～(13)までを記載
4. 項目ごとの策定要領	(1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
	(2) 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）
	(3) 市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組
	① 市区町村の相談支援体制の整備に向けた都道府県の支援・取組
	② 市区町村の家庭支援事業等の整備に向けた都道府県の支援・取組
	③ 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組
	(4) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組
	(5) 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み
	(6) 一時保護改革に向けた取組
	(7) 代替養育されているこどものパーマネンシー保障に向けた取組
	① 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組
	② 親子関係再構築に向けた取組
	③ 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

次期都道府県社会的養育推進計画の在り方について

大 項 目	中 小 項 目 等
	(8) 里親等への委託の推進に向けた取組
	① 里親等への委託こども数の見込み等
	② 里親支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組
	(9) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
	① 施設で養育が必要なこども数の見込み
	② 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
	(10) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
	① 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実態把握
	② 社会的養護経験者等の自立に向けた取組
	(11) 児童相談所の強化等に向けた取組
	① 中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組
	② 都道府県（児童相談所）における児童相談所設置・人材確保・育成等に向けた取組
	(12) 障害児入所施設における支援
	(13) 留意事項

論点整理について

1. 今回の計画策定の位置付け

- 国においては、平成28年改正児童福祉法の理念のもと、新しい社会的養育ビジョンで掲げられた取組を通じて、家庭養育優先原則を徹底し、こどもの最善の利益を実現していくために、都道府県社会的養育推進計画の策定要領を作成。
- これを受け、各都道府県等においては、計画期間（令和2～11年度）における数値目標と達成期限等を定めた新たな計画を策定。これに基づき、里親等委託の推進をはじめとした取組を推進。
- 一方で、増加傾向にある児童虐待相談対応件数のうち、児童相談所や市区町村が在宅での支援等の対応を行う必要のあるケースが数多く存在することから、市区町村の地域子ども・子育て支援事業の供給量については拡充が必要。
- このような状況を踏まえて、「社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会」によって議論が行われ、その結果を取りまとめた同委員会報告書（令和4年2月）を受けて、令和4年6月に児童福祉法等の一部を改正。
- これら令和4年改正児童福祉法の内容については、今後、各都道府県等において、計画に適切に反映した上で、取組を推進していく必要があり、とりわけ、市区町村における、こども家庭センターを中心とした相談支援体制と家庭支援事業については、虐待等に至る前の予防的支援策として、また、虐待等により親子関係の修復が必要な家庭に対しては親子関係再構築に向けた支援として重要な役割を果たすもの。
- 併せて、国・地方公共団体においては、改めて、支援を必要とする家庭等に対しては、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントの徹底が必要。
- このほか、各種資源について整備目標等を明記した整備計画へと抜本的な見直しを行うとともに、効果や課題について、適切な指標を設けて実態把握・分析を行い、適切にPDCAサイクルを運用していくことが必要。
- こうした内容を踏まえた上で、各都道府県等において令和6年度末までに策定する新たな計画について、国として、新たな策定要領を示す。

2. 基本的考え方

(1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

- ・国・地方公共団体においては、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントの徹底が必要。
- ・計画策定に当たっては、当事者であるこどもや市区町村の意見の反映や、子ども・子育て支援事業計画等との整合性が必要。
- ・計画策定の際は、都道府県児童福祉審議会等の合議制の会議への意見聴取を行うこととし、計画の進捗についても、毎年度、評価のための指標等により自己点検・評価を実施して、その結果を当該会議へ報告するなど、適切にPDCAサイクルを運用することが必要。

(2) 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

- ・令和4年改正児童福祉法においては、こどもの権利擁護に係る環境を整備することを都道府県の業務に位置づけるとともに、措置や一時保護決定時等の意見聴取等措置、さらにはこどもの意見表明等支援事業の創設等、こどもの権利擁護に関する取組について拡充が図られたことを踏まえ、都道府県等においては、これらの内容を適切かつ積極的に推進するための具体的な取組を行うことが必要。

(3) 市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

- ・全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機関である市区町村のこども家庭センターを通じて、支援が必要な家庭等が家庭支援事業など必要な支援メニューに切れ目なく繋がることで、虐待等に至る前に家庭維持に向けた予防的支援や、虐待等により親子関係の修復が必要な家庭に対しては親子関係の再構築に向けた支援が効果的に行われることが必要。

(4) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

- ・支援を必要とする妊産婦等に対しては、支援の入り口から妊産婦等との関係性をつくりながら、ニーズに応じた多機能な支援を包括的に提供することが必要。

(5) 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み

- ・予防的支援や家庭復帰、親族養育等への移行、養子縁組の成立見込み数を踏まえて、代替養育を必要とするこども数の見込みを時点修正することが必要。

(6) 一時保護改革に向けた取組

- ・一時保護を行う場合は、家庭における養育環境と同様の養育環境あるいはできる限り良好な家庭的環境にあって、個別性が尊重されるべきものであり、こどもの年齢等に配慮しつつ、原則として個別対応を基本とする必要があることから、都道府県等においては、令和4年改正児童福祉法を踏まえて国において策定する一時保護施設の設備・運営基準を踏まえて、条例で基準を定めるとともに、必要な環境整備を行うことが必要。

(7) 代替養育されているこどものパーマネンシー保障に向けた取組

- ・代替養育されているこどもに対しては、児童相談所において、まずは家庭復帰に向けて最大限努力し、それが困難と判断された場合は、親族・知人による養育を検討し、さらには特別養子縁組を検討し、これらがこどもにとって適当でないと判断された場合には、里親等への委託や児童福祉施設等への措置を検討する、こどもの「パーマネンシー保障」の理念に基づくケースマネジメントの徹底が必要。 10

2. 基本的考え方

(8) 里親等への委託の推進に向けた取組

- ・家庭復帰や親族・知人による養育、特別養子縁組を検討した上で、これらがこどもにとって適当でないと判断された場合には、「家庭と同様の養育環境」である里親等への委託を検討することが必要。
- ・令和4年改正児童福祉法により児童福祉施設として位置づけられた里親支援センターにおいて、里親のリクルートから里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援が効果的に実施されるよう、その設置を促進することが必要。

(9) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- ・家庭では困難な専門的ケアを要する、又は年長児で家庭養育に対する拒否感が強いなどという理由で施設養育が必要とされるこどもに対しては、こどもへの個別対応を基盤とした「できる限り良好な家庭的環境」、すなわち小規模かつ地域分散化された施設である地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアで養育されるよう、必要な措置を講ずることが必要。

(10) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

- ・令和4年改正児童福祉法により社会的養護経験者等に対し必要な援助を行うことが都道府県の業務とされたことから、児童自立生活援助の年齢要件等の弾力化や社会的養護経験者等を支援する拠点の設置等、自立支援を推進していくことが必要。

(11) 児童相談所の強化等に向けた取組

- ・都道府県等は、児童相談所の設置を検討している中核市・特別区に対しては、その円滑な設置に向け、人材育成等の必要な支援を行うことが必要。
- ・児童相談所においては、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に沿って、児童福祉司等の増員や弁護士との配置等による法的対応体制の強化、児童相談所職員に対する研修の実施等による専門性の向上のほか、こども家庭ソーシャルワーカー資格の取得促進を図ることが必要。

(12) 障害児入所施設における支援

- ・障害児の養育の特質にかんがみれば、障害児入所施設における支援は、障害に対する正確な理解と障害特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境の中で特定の大人を中心とした継続的で安定した愛着関係の下で行われることが必要。

(13) 留意事項

- ・各都道府県等においては、令和6年度末までに新たな計画の策定を行うことが必要。
- ・計画の策定を待つことなく、令和5年度から、現行計画の達成見込・要因分析等や、市区町村におけるこども家庭センターの整備に向けた支援、一貫した里親支援体制の構築に向けた里親支援センターの設置の検討など、可能なものから順次速やかに取組を進めることが必要。

3. 計画の記載事項

- (1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
- (2) 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）
- (3) 市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組
- (4) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組
- (5) 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み
- (6) 一時保護改革に向けた取組
- (7) 代替養育されているこどものパーマネンシー保障に向けた取組
- (8) 里親等への委託の推進に向けた取組
- (9) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- (10) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- (11) 児童相談所の強化等に向けた取組
- (12) 障害児入所施設における支援
- (13) 留意事項

4. 項目ごとの策定要領

(1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

論点

●家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念について

●計画策定等における当事者である子ども（社会的養護経験者を含む。）の意見の反映について

●市区町村との連携体制等について

●PDCAサイクルの運用について

対応方針案

計画策定に当たっての留意事項

●家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントの徹底

●当事者である子どもを計画策定委員会等の委員に複数名選任した上で意見聴取
●里親等や施設等に在籍している子どもに対してヒアリングやアンケートによる意見聴取
●意見聴取した内容の十分な反映
※計画の見直しの際も同様

●計画策定時に市区町村の意見を反映
●各都道府県等においては、子ども・子育て支援担当部局等との緊密な連携により、計画の内容について、子ども・子育て支援事業計画等との整合を図る

●計画策定時に都道府県児童福祉審議会等へ意見聴取
●毎年度、評価のための指標等により計画の進捗を自己点検・評価し、その結果を都道府県児童福祉審議会等へ報告。自己点検・評価によって明らかになった課題等は、速やかに取組の見直し
●PDCAサイクルの各段階において、必要に応じて当事者である子どもの意見を反映
●国は、各都道府県等の取組の進捗について、計画期間の中間年に調査を実施し、分析・評価して公表

4. 項目ごとの策定要領

(2) 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

論点

●こどもへの意見聴取等措置について

●意見表明等支援事業について

●こどもの権利擁護に係る環境整備について

対応方針案

計画策定に当たっての留意事項

- 措置をとる理由等を事前に丁寧に説明し、こどもが理解できたことを確認した上で措置等を実施
- 言葉による意見聴取が困難な場合等もコミュニケーションツールの活用等により最大限配慮
- 聴取した意見・意向は、十分勘案した上でこどもの最善の利益を考慮して組織として支援の方法等を検討
- 措置の決定等ののち速やかに決定内容と理由を丁寧に説明

- 意見表明等支援事業を適切かつ積極的に実施
- こどもや関係者への十分な説明、こどものアクセシビリティへの十分な配慮、外部団体への委託等による実践環境の整備
- 多様な属性・強みを持つ意見表明等支援員の養成・確保に取組み、こどものニーズに合わせて速やかに対応できる体制整備に努める
- 児童相談所等の関係機関が、こどもの意見又は意向についてその最善の利益を考慮して組織的に検討し、結論と理由をこどもに十分説明するよう、関係者の理解醸成等の環境整備に努める

- 児童福祉審議会にこどもの権利擁護に関する専門部会を設置する等、具体的に取り組を進める
- こども自身に対してその権利や権利擁護の仕組みについて丁寧かつわかりやすい周知啓発（分かりやすい権利学習機会の提供、意見を表明する上で使える手段（SNS、電話、手紙、定期的な意見表明等支援員の訪問その他こどもが意見を表明する上で利用しやすいよう工夫した手段）の周知等）
- 社会的養育に関わる関係職員に対する研修の定期的実施
- 社会的養護施策の検討の際の、社会的養護当事者の委員としての複数参画等（参画に当たっては第三者による支援）

計画に整備・取組方針等を記載する資源等【評価のための指標】（例）

- ・社会的養育に関わる関係職員及びこども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施件数【同実施件数】
- ・意見表明等支援事業を利用可能なこども及び利用したこどもの人数【当該事業を利用可能なこども及び利用したこどもの人数、第三者への委託状況】
- ・こどもの権利擁護に関する取組に係るこども本人の認知度・利用度・満足度及びこどもの権利に関する理解度の確認体制【こどもの権利擁護に関する取組に係るこども本人の認知度・利用度・満足度及びこどもの権利に関する理解度】
- ・児童福祉審議会におけるこどもの権利擁護に関する専門部会等【同設置状況、意見の申立てがあった件数】
- ・社会的養護施策策定の際の検討委員会への社会的養護当事者の委員としての参画体制や措置・委託児童に対するヒアリングやアンケートの実施体制【当該委員会への参画の有無、ヒアリング等の実施の有無】

4. 項目ごとの策定要領

(3) 市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の実施方針

① 市区町村の相談支援体制の整備に向けた都道府県の実施方針・取組

論点

- こども家庭センターの普及、連携体制、人材育成等について

- ヤングケアラーに対する支援について

対応方針案

計画策定に当たっての留意事項

- 計画にはこども家庭センターの設置、支援体制の充実等に向けた都道府県の実施方針・取組を記載（**小規模市町村においても設置が促進されるよう支援策**を記載）
- 国において策定するこども家庭センターに関する指針等を参考に、人材育成、関係機関との連携等の支援体制等を検討
- 市区町村送致を実施する際の事前の十分な協議など、**情報共有等が適切に行われるよう仕組みやルール**を整備
- 市区町村職員に対する研修等の実施に当たっては、児童相談所職員と一緒に研修を行うこと等により児童相談所と市区町村とが互いの専門性について理解を深める
- 関係する市区町村職員に児童相談所援助方針会議への参加**を促してアセスメントのポイントを共有することなども検討

- こども家庭福祉分野だけでなく、**教育分野や関係機関との連携体制**を構築

計画に整備・取組方針等を記載する資源等【評価のための指標】（例）

- ・こども家庭センターの設置数【同設置数】
- ・市区町村職員に対する研修の実施件数【当該研修の実施件数とその割合】
- ・都道府県と市区町村との人材交流の実施体制【同実施状況】
- ・こども家庭センターにおけるサポートプランの策定体制【サポートプランの策定状況】

等

4. 項目ごとの策定要領

(3) 市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の実組

② 市区町村の家庭支援事業等の整備に向けた都道府県の実組・取組

論点

- 市区町村の家庭支援事業等の整備・充実について

- 母子生活支援施設の体制整備・活用促進について

対応方針案

計画策定に当たっての留意事項

- 家庭支援事業を始めとした支援メニューの必要な事業量の確保・充実、利用促進等に向けた支援・取組状況の把握、必要な支援の検討
- 都道府県の子ども・子育て支援担当部局等と連携を図り、**子ども・子育て支援事業計画の見直し内容等を順次反映**
- 都道府県の子ども・子育て支援担当部局等は**管内の市区町村の子ども・子育て支援担当部局等と連携**し、助言等の支援
- 市区町村が**子育て短期支援事業の委託先として里親等や児童家庭支援センターを積極的に活用**できるよう、里親等や児童家庭支援センターの把握及び名簿の作成、市区町村への提供、委託の際の連携・協力

- **市区町村に対して幅広く活用を促す**とともに、母子生活支援施設における人材育成の支援など体制整備についても検討

計画に整備・取組方針等を記載する資源等【評価のための指標】(例)

- ・ 市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策【同確保方策の達成率】
- ・ 市区町村における子育て短期支援事業を委託している里親等数【同里親数】
- ・ 市区町村における子育て短期支援事業を委託している児童家庭支援センター数【同センター数】
等

4. 項目ごとの策定要領

(3) 市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の実施

③ 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

論点

● 児童家庭支援センターの機能強化に向けた都道府県の支援・取組について

● 児童家庭支援センターの設置に向けた都道府県の支援・取組について

対応方針案

計画策定に当たっての留意事項

● **こども家庭センター、里親支援センター等を担うことや、子育て短期支援事業の実施、児童相談所からの在宅指導措置委託の積極的な活用**などを念頭に置いて機能強化を図ること

● 児童家庭支援センター及び市区町村との連携を密にし、児童家庭支援センターにおける具体的な支援メニューの在り方などについて十分に協議

計画に整備・取組方針等を記載する資源等【評価のための指標】(例)

- ・ 児童家庭支援センターの設置数【同設置数】
- ・ 児童相談所からの在宅指導措置委託件数【同件数】
- ・ 市区町村から子育て短期支援事業を委託されている児童家庭支援センター数【同センター数】

等

4. 項目ごとの策定要領

(4) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

論点

● 妊産婦等生活援助事業の整備について

● 助産施設・助産制度の体制整備と周知について

● 市区町村等との連携等について

● その他事業による支援体制の充実について

対応方針案

計画策定に当たっての留意事項

● 国において策定する実施要綱等をもとに、**同事業の整備が着実に進められるよう**、必要な内容を盛り込むこと

● 助産施設の確保に取り組むこと
● 制度の周知にも取り組むこと

● 都道府県等の児童福祉担当部局と母子保健担当部局等との連携、**市区町村等の関係機関との連絡会議**の開催、要保護児童対策地域協議会等との連携体制の構築
● 児童福祉及び母子保健担当部局等の**関係機関の職員等への研修**

● **市区町村が実施する事業の取組状況の把握、その充実**に向けた支援等

計画に整備・取組方針等を記載する資源等【評価のための指標】(例)

- ・ 妊産婦等生活援助事業の実施事業所数【同事業所数】
 - ・ 助産施設の設置数【同設置数】
 - ・ 都道府県が主催する関係職員等への研修の実施回数【同実施回数】
- 等

4.項目ごとの策定要領

(5)各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み

論点

- 代替養育を必要とするこども数の見込みについて

対応方針案

計画策定に当たっての留意事項

- 代替養育（保護者のないこども又は保護者に監護させることが不適當であると認められるこどもを、里親等に委託し、又は施設に入所させて養育することをいう。）を必要とするこども数を時点修正する際、市区町村のこども家庭センターを中心とした相談支援や家庭支援事業などによる予防的支援、親子関係再構築に向けた支援等による家庭復帰、親族養育等への移行、養子縁組の成立見込み数を踏まえて算出

（参考）代替養育を必要とするこども数の見込みの推計方法の例

こどもの人口（推計・各歳ごと）× 代替養育が必要となる割合（潜在的需要を含む。）

= 代替養育を必要とするこども数

4. 項目ごとの策定要領

(6) 一時保護改革に向けた取組

論点

- 一時保護の体制整備について

- 一時保護におけるこどもの最善の利益について

対応方針案

計画策定に当たっての留意事項

- 国において策定する**一時保護施設の設備・運営基準**等を踏まえて、既存の一時保護施設の見直し項目及び見直し時期、一時保護施設の必要定員数、一時保護専用施設等の確保数、一時保護に関わる職員の育成方法、実施する時期等を計画に記載
- こどもの年齢等に配慮しつつ、**原則として個別対応**を基本とする
- こどもの意見を聞きながら、可能な限り原籍校への通学が可能となる環境を確保するため、**一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親等の確保**を進める
- 一時保護施設内の学習支援の充実に努める
- 一時保護施設内の**管理を目的とした規則は最低限にとどめ**、一時保護施設内のルールが適切か、**定期的に見直す**

計画に整備・取組方針等を記載する資源等【評価のための指標】(例)

- ・一時保護施設の定員数【同定員数、一時保護施設の平均入所日数・平均入所率】
- ・一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親等・児童福祉施設等の確保数【同確保数】
- ・一時保護施設職員の研修受講者数【同受講者数・割合】
- ・第三者評価を実施している一時保護施設数【同施設数・割合】

等

4. 項目ごとの策定要領

(7) 代替養育されているこどものパーマネンシー保障に向けた取組

① 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

論点

- 家庭養育優先原則及びパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントについて



対応方針案

計画策定に当たっての留意事項

- 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく支援の在り方に留意して、児童相談所として必要なケースマネジメント体制を検討
- 代替養育下における長期措置を防ぐためのケースマネジメントを行うために、児童相談所における専門チーム等の配置などの体制整備を検討

計画に整備・取組方針等を記載する
資源等【評価のための指標】(例)

- ・ 代替養育下における長期措置を防ぐためのケースマネジメントを行うための専門チーム等の配置などの体制【同体制の整備の状況、里親等や施設の平均措置期間】
等

4. 項目ごとの策定要領

(7) 代替養育されているこどものパーマネンシー保障に向けた取組

② 親子関係再構築に向けた取組

論点

● 児童相談所における体制強化について

● 民間との協働による支援の充実について

● 市区町村における支援体制の強化と連携等について

● 里親等や施設との協働による支援について

対応方針案

計画策定に当たっての留意事項

- 親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置など、連続性のある支援が実施できるような体制の整備
- 親への相談支援に関する児童相談所職員への研修の実施

- 児童相談所における支援の選択肢増や多様な立場からサポートできる体制づくり等のため、保護者支援プログラム実施団体等と協働
- その際、児童相談所は民間団体等との協働による支援であることを十分意識した上で、コーディネート業務を適切に行う

- 市区町村が親子関係再構築支援の意義を理解し、児童相談所と連携して支援を実践していくことが不可欠
- 親子の課題等をこども家庭センターと適切に共有し、サポートプランの策定に反映
- 都道府県全体として親子関係再構築支援の役割分担、連携体制を検討し、市区町村をバックアップ
- 都道府県は親子関係再構築の重要性の啓発、市区町村への支援方策を講じる等の主導的役割を発揮

- 里親等や施設と協働しながら親子関係再構築支援を実施する体制づくり

計画に整備・取組方針等を記載する資源等【評価のための指標】(例)

- ・ 親子再統合支援事業による各種支援の実施件数【同件数】
 - ・ 親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制【同体制の整備状況】
 - ・ 親への相談支援等に関する児童相談所職員への研修等の実施件数【同件数】
 - ・ 児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修実施やライセンス取得に向けた体制【同研修の実施数やライセンス取得数】
 - ・ 保護者支援プログラム等の民間団体等への委託体制【同委託件数】
- 等

4. 項目ごとの策定要領

(7) 代替養育されているこどものパーマネンシー保障に向けた取組

③ 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

論点

● 特別養子縁組等に向けた具体的なケースマネジメントの在り方について

● 民間あっせん機関等との連携等について

● 広報の展開等について

対応方針案

計画策定に当たっての留意事項

- 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく支援の在り方に留意
- 支援の実施に当たっては、**児童相談所における専門チーム等の配置**などの体制整備について検討

- **適切な養子縁組里親が見つからない場合や養子縁組成立後の支援**に際し、民間あっせん機関等の協力を得ることも有効
- **児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立等**について積極的に検討

- 年間1,000人以上の特別養子縁組等の成立を目指し、広報の展開や民間あっせん機関への支援

計画に整備・取組方針等を記載する資源等【評価のための指標】(例)

- ・ 児童相談所を通じた特別養子縁組等の成立件数【同成立件数 等】
- ・ 民間あっせん機関を通じた特別養子縁組等の成立件数【同成立件数、措置をしているこどもについて、民間あっせん機関が養親希望者に委託する際、児童相談所が一時保護により引き続き関わった件数】
- ・ 児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立の検討体制【同申立件数】
- ・ フォスタリング機関や乳児院、民間団体等による養子縁組の相談支援体制【相談支援業務の委託件数】
等

4. 項目ごとの策定要領

(8) 里親等への委託の推進に向けた取組

① 里親等への委託こども数の見込み等

論点

● パーマネンシー保障の理念に基づく支援の在り方について

● 里親等委託が必要なこども数の見込みについて

● 新たに確保が必要な里親等数の算出、里親等委託率の目標設定等について

● 多様な里親の在り方の検討について 等

対応方針案

計画策定に当たっての留意事項

● 家庭維持、家庭復帰、特別養子縁組など**パーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを優先**した上で、必要な代替養育における里親等委託率の向上が求められるものであること

● 里親等委託が必要なこども数の算出に用いる算式
(代替養育を必要とするこども数 - (行動上の課題が重篤なこども等に対して必要な治療や指導等を行うことを目的とする施設(例：児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害児入所施設)の入所こども数)) × 里親等委託が必要なこどもの割合※ = 里親等委託が必要なこども数
※算式1：施設入所年数を勘案した要素により算出
算式2：こどものケアニーズを勘案した要素により算出

● **令和11年度までの、乳幼児の里親等委託率、学童期以降の里親等委託率**の目標設定及びその達成に向けた取組を推進

● 里親のリクルートに当たっては、短期受け入れ里親も含め、地域の実情に応じて、**多様な里親の在り方を検討・周知**
● **やむを得ず委託解除された数等**を把握し、要因分析を踏まえて対応方針を検討

計画に整備・取組方針等を記載する資源等【評価のための指標】(例)

- ・ 3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率【同委託率】
- ・ 養育里親・専門里親・親族里親・養子縁組里親それぞれの里親登録(認定)数【同登録数、委託里親数、委託こども数、里親登録(認定)に対する委託里親の割合】
- ・ ファミリーホーム数【同ホーム数、新規ホーム数、委託こども数】
- ・ 里親登録(認定)に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数【同件数】

等

4.項目ごとの策定要領

(8)里親等への委託の推進に向けた取組

②里親支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

論点

- 包括的な里親等支援体制の整備について

- 里親支援センターの設置等に当たっての留意事項



対応方針案

計画策定に当たっての留意事項

- 里親支援センターにおいて、里親のリクルートから里親委託措置解除後における支援に至るまでの**一貫した里親支援体制を構築**する必要がある
- 里親支援センターによる包括的な里親支援体制の構築等に当たっては、**国において策定する実施要綱等**を参照
- 里親支援センターのみで対応することが困難である場合は、**フォスタリング機関の活用**についても検討

計画に整備・取組方針等を記載する資源等【評価のための指標】(例)

- ・里親支援センターの設置数【同設置数、民間への委託数】
 - ・フォスタリング機関の設置数【同設置数、民間への委託数】
 - ・児童相談所における里親支援体制
 - ・基礎研修、登録前研修、更新研修などの必修研修以外の研修の実施数【同実施数】
- 等

4.項目ごとの策定要領

(9)施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

①施設で養育が必要なこども数の見込み

論点

- 施設で養育が必要なこども数の見込みについて



対応方針案

計画策定に当たっての留意事項

- (5)の項目で算出した「代替養育を必要とするこども数の見込み」から、(8)の①の項目において算出された「里親等委託が必要なこども数」を減じて、施設で養育が必要なこども数の見込みを算出

4. 項目ごとの策定要領

(9) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

② 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

論点

●乳児院、児童養護施設について

●母子生活支援施設について

●地域支援・在宅支援の充実について

対応方針案

計画策定に当たっての留意事項

- 概ね5年程度で地域分散化及び多機能化・機能転換を図る計画を、人材育成も含めて策定
- 令和4年改正児童福祉法により、**妊産婦等生活援助事業**を制度に位置づけたことも踏まえ、乳児院において、そのニーズに応じて利用されるよう改めて周知

- 妊産婦等生活援助事業**が、母子生活支援施設において、そのニーズに応じて利用されるよう改めて周知

- 市区町村が行う**家庭支援事業を施設にどの程度委託しているか**が施設の多機能化・機能転換の取組を評価する重要な指標となるため、市区町村に対しては積極的な施設の活用を、施設に対しては積極的な事業実施を促していくとともに、実施可能な事業や財政支援の説明を十分に行う

計画に整備・取組方針等を記載する資源等【評価のための指標】(例)

- ・小規模かつ地域分散化した施設数及び同施設の入所児童数【同施設数及び同入所児童数】
- ・養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員等）の加配施設数及び加配職員数【同施設数及び同職員数】
- ・養育機能強化のための事業（親子支援事業、家族療法事業等）の実施施設数【同施設数】
- ・児童家庭支援センターの設置数【同設置数】
- ・里親支援センター、里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施施設数【同施設数】
- ・妊産婦等生活援助事業の実施施設数【同施設数】
- ・一時保護専用施設の整備施設数【同施設数】
- ・市区町村の家庭支援事業を委託されている施設数（各事業ごと）【同施設数】

等

4.項目ごとの策定要領

(10)社会的養護自立支援の推進に向けた取組

① 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握

論点

●実情把握の対象者及び把握すべき内容について

●実情把握の手段について

対応方針案

計画策定に当たっての留意事項

●国において策定する実施要綱等を踏まえること

- 児童養護施設等職員、里親等を通じて電話やメール、SNS等の手段により実情を把握
- 社会的養護経験者等同士の繋がりを活かした実情把握の方法も考えられる
- 国において策定する実施要綱等を踏まえること

4. 項目ごとの策定要領

(10) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

② 社会的養護経験者等の自立に向けた取組

論点

● 児童自立生活援助事業について

● 社会的養護自立支援拠点事業について

● 社会的養護経験者等への自立に向けた支援体制の強化と連携等について

対応方針案

計画策定に当たっての留意事項

- (10)の①の項目で算出した自立支援を必要とする社会的養護経験者等数を踏まえ、児童自立生活援助事業の**実施箇所数の計画**を策定
- なお、令和4年改正児童福祉法により自立援助ホーム以外の場所でも児童自立生活援助事業が実施できるようになったことから、**管内の施設等の状況を踏まえつつ**、事業の類型ごとに事業実施箇所数の計画を策定

- (10)の①の項目の**実情把握を参考**とすることに加え、**現に支援している関係者等からの情報等を収集**しながら、社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数の計画を策定
- 関係機関への円滑な連携を行うための体制づくりについて検討
- 一時避難的かつ短期間の**居場所の提供**を伴う支援の実施を検討

- 国において策定する実施要綱等を参考として、関係機関との連携等について、支援体制等を検討
- 社会的養護経験者等を含む関係者が構成員となって組織される**社会的養護自立支援協議会**の設置を積極的に検討

計画に整備・取組方針等を記載する資源等【評価のための指標】(例)

- ・ 児童自立生活援助事業の実施箇所数【同箇所数（Ⅰ型～Ⅲ型それぞれの受入人数の把握）】
- ・ 社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数【同箇所数】
- ・ 社会的養護自立支援協議会の設置も含めた連携体制【同体制の整備状況】

等

4. 項目ごとの策定要領

(11) 児童相談所の強化等に向けた取組

① 中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組

論点	対応方針案
● 児童相談所設置に向けた計画について	計画策定に当たっての留意事項 ● 令和元年改正児童福祉法附則第7条第6項の趣旨は、設置意向のある全ての中核市・特別区が児童相談所を設置できるようなることであることから、できるだけ設置を促す ● 中核市・特別区における設置に向けた具体的な懸案・課題等を適切に把握した上で、各都道府県における支援策等の具体的な計画を策定 計画に整備・取組方針等を記載する資源等【評価のための指標】(例) ・ 中核市・特別区における児童相談所の設置

4. 項目ごとの策定要領

(11) 児童相談所の強化等に向けた取組

② 都道府県等（児童相談所）における児童相談所設置・人材確保・育成等に向けた取組

論点	対応方針案
● 児童相談所の管轄人口について ● 市区町村との連携について	計画策定に当たっての留意事項 ● 都道府県内に管轄人口が100万人を超える児童相談所を有する場合には、新たな児童相談所の設置等具体的な改善方策を計画に記載 ● 市町村支援児童福祉司の役割が重要であり、配置基準に基づき適正に配置した上で、市区町村と連携体制の整備を図る 計画に整備・取組方針等を記載する資源等【評価のための指標】(例) ・ 児童相談所の管轄人口【同管轄人口】 ・ 児童福祉司、児童心理司の配置数【同配置数】 ・ 市町村支援児童福祉司の配置数【同配置数】 等

4.項目ごとの策定要領

(12)障害児入所施設における支援

論点

- 障害児入所施設における支援について

対応方針案

計画策定に当たっての留意事項

- 「良好な家庭的環境」において養育されるようユニット化等によりケア単位の小規模化を推進

4.項目ごとの策定要領

(13)留意事項

論点

- 次期計画の計画期間、計画の見直しについて

対応方針案

- 第3期子ども・子育て支援事業計画に合わせて令和7年度から令和11年度までの5年を1期として策定
- 計画の進捗状況について毎年度自己点検・評価を行うとともに、計画期間の中間年を目安として、進捗状況の自己点検・評価の結果を踏まえ、必要な場合には、計画の見直しを行って取組の促進を図ること

施行に向けた準備（実施要綱等に盛り込むべき事項、スケジュール）

施行	改正事項	政省令、告示、通知等に反映する必要のある論点	R4	R5			R6	R7		
				春～夏	秋	冬～春	夏～秋			
R6.4	こども家庭センターサポートプラン	人員配置基準、運営要領、サポートプランの記載事項・作成対象者 等	調査研究事業等	こども家庭審議会関係部会における議論	児相長会議・自治体説明会（運用イメージの提示）	政令・府令公布	通知等発出	施行	第3期子ども子育て支援計画	
	地域子育て相談機関	担い手・区域、情報発信・提供、子育て世帯とつながる工夫、関係機関との連携 等								
	家庭支援事業	支援対象者、事業内容、費用負担 等								
	こどもの権利擁護	意見聴取等措置・意見表明等支援事業の実施方法・体制等								
	親子再統合支援事業	事業内容、外部機関との協働方法 等								
	一時保護所基準	居室・人員等の基準、第三者評価の受審 等								
	自立支援	事業内容、対象者、実施場所、人員等の基準、届出事項 等								
	里親支援センター	事業内容、人員等の基準、第三者評価の受審、実施場所 等								
	妊産婦等生活援助事業	届出事項、対象者、実施場所 等								
	認定資格	研修課程、試験の頻度 等								
R7.5～6	司法審査	一時保護の要件、一時保護状の請求手続 等	検討会とりまとめ (研修加付等)	実務者作業チーム 府令改正・マニュアル検討			認定機関の発足	マニユアル案とりまとめ	マニユアル確定・公表	施行(令和7年6月15日までの政令で定める日)

※ 令和6年4月に向け、令和4・5年度は、令和3年度補正予算(安心こども基金)等を活用し先行的な取組を実施。